

健康保険法改正法律案に關し昭和九年二月二十八日第六十五議會に政府提出議案として上提されたが遂に審議未了の體に據り潰され了つた。政府改正案の要求とも言ふ可きものは

一、保険加入の制限に就いて適用範圍を擴大した事
二、労働者少額使用の工場に對しても之を適用ししめんとした事
地ち

1、工場法の適用を受くる事業場又は工場

2、鉱業法の適用を受くる事業場又は工場

3、左に掲ぐる事業にして當時五人以上の労働者を使用するもの

もの

イ、物の製造加工送別包装修理又は解体の事業

ロ、礦物の採掘又は採掘の事業

ハ、電氣の傳導又は動力の發生若しくは傳導の事業

一、地方鐵道法又は軌道法の適用を受くる事業

ホ、ニに掲ぐるものを除くの外陸上に於てなす貨物又は旅客の運送の事業にして勅令をもつて指定するもの

第十四條第一項を左の如く改む

前條の工場事業場又は事業を除くの外左の各號の一に設置する事業の事業主は主務大臣の認可を受けその事業及び之に附屬する事業に使用せらるる者を包抱して健康保険の被保険者となすことを得前條の工場事業場又は事業に附屬するに就き亦同じ

一、前條第三號の事業にして當時五人未満の労働者を使用するもの

二、土木工事又は工作物の建設保存修理若しくは破壊の工事にして主務大臣の指定するもの

三、貨物積卸の事業